

戸田市内の第2種社会福祉事業（無料低額宿泊所）に関する新聞記事

無料低額宿泊所：大手事業者、保護費2.5億円が使途不明 自治体に説明拒否

（毎日新聞 2009年9月22日 東京朝刊）

◇委託名目支払先、幹部が役員兼務

生活保護受給者から利用料を集めて運営されている大手事業者「F I S」の「無料低額宿泊所」が、施設の家賃や職員の人件費などのほかに「業務委託料」名目の使途不明の支出を多額計上していることが分かった。東京などの4施設の06～07年度分だけで2億5000万円を超えているが、委託先とされる会社の経営実態は明らかにされておらず、役員もF I S幹部が兼務している。

生活保護費が入所者の生活や自立支援と無関係に使われている疑いがあり、一部自治体が社会福祉法に基づく調査を始めたが、F I S側は具体的説明を拒否している。

F I Sは、東京都や埼玉、千葉、神奈川、愛知県内で土地建物を借り上げ、18宿泊所（総定員約1900人）を運営する任意団体。入所者が毎月受給する約12万円の保護費から約9万円の利用料を集めている。NPO法人などが運営する多くの宿泊所では、利用料の大半が給食の食材費や職員の人件費、施設賃貸料に充てられる。だが、東京都と千葉県でF I Sが運営する4施設が所管自治体に提出した収支計算書には、これらの経費とは別に、支出全体の3割前後に上る「業務委託料」が計上されていた。

4施設の07年度の委託料総額は計1億5575万円。06年度も3施設の9カ月分だけで9607万円が確認された。神奈川、埼玉県内のF I S宿泊所でも、支出の2～3割を委託料が占めているといい、18宿泊所全体の委託料は年間3億～4億円に上るとみられる。

委託先についてF I Sは、事務受託や飲食店経営を目的とする有限会社「エリアプロデュース」と結んだとする業務委託契約書を千葉市に提出しているが、エ社の役員はF I Sの代表や幹部が兼務、所在地も東京都北区にあったF I Sの事務所と同じだった。

委託先会社の収支は一切報告されておらず、幹部らの報酬額も不明なため、千葉市が社会福祉法に基づく調査に乗り出したが、F I Sは「運営や事務等の一部を

委託している。委託先は契約時の取り決めで開示できない」と具体的な説明を拒否。船橋市の問い合わせには回答を拒んだ。横浜市や埼玉県は「権限がないので調査できない」としている。

取材に対し、F I Sは「法令及び所轄省庁の指導を順守するよう努める」と文書でコメントした。F I Sについては、埼玉県や千葉市の傘下宿泊所が入所者の金銭を無断で管理していた問題が指摘されている。【無料低額宿泊所取材班】

◇無料低額宿泊所

生活困窮者に無料か低額で居室を提供し、自立を支援する民間施設。社会福祉法で「第2種社会福祉事業」と位置付けられている。都道府県か政令市・中核市に届け出れば、特別な資格を持たない個人や任意団体でも開設できるが、不当に営利を図ることは禁じられている。08年6月現在、全国415施設に1万2940人が入所、大半が生活保護受給者とされる。

—— * —— * —— * ——

低額宿泊所：「F I S」脱税 実質運営者有罪 名古屋地裁

（毎日新聞 2010年07月20日）

生活保護受給者向けの無料低額宿泊所を運営する任意団体「F I S」から得た報酬を申告せず脱税したとして、所得税法違反の罪に問われた東京都文京区、F I Sの実質運営者、藤野富美男被告（46）の判決公判が20日、名古屋地裁であった。

伊藤納裁判長は「社会的批判を免れない」として懲役2年、執行猶予5年、罰金3300万円（求刑・懲役2年、罰金3300万円）を言い渡した。

判決は「国民の納めた税金が原資となる生活保護を受給する生活困窮者を対象とした社会福祉事業で、高額な利益を上げながら、納税義務を果たさないのは極めて問題」と指摘した。

弁護側は脱税額の多くは納付済みであることを挙げ、罰金の減額などを求めたが、判決は「公判で動機につ

戸田市内の第2種社会福祉事業（無料低額宿泊所）に関する新聞記事

いて『税金を納めたい者はいない』と話し今も順法精神は低い」とした。

起訴状によると、藤野被告は別の人物をF I S代表者にして運営実態を隠したうえ、売上金を他人名義の口座に入金するなどの方法で05～07年の3年間に計約2億9200万円の所得を隠し、約1億200万円を脱税したとされる。

事件では、同じく同法違反罪に問われたF I Sの元幹部の男（46）＝懲役10月、執行猶予3年、罰金700万＝と別の元幹部の男（51）＝懲役10月、執行猶予3年、罰金800万円＝の有罪判決が確定している。

———— * ———— * ———— * ————
生活保護費ピンハネ？ 元派遣男性を半月“軟禁”
埼玉の無料低額宿泊所

（産経新聞 2009年3月19日）

ホームレスら生活保護受給者を対象にした「無料低額宿泊所」と呼ばれる埼玉県の間施設で、40代の元派遣労働者の男性が半月にわたり「軟禁」されていたことが19日、分かった。施設は生活保護費から利用料を徴収しており、男性は保護費が支給されるまで外出を禁じられていた。施設を運営する業者は入所者の預金通帳を預かり、保護費から利用料を天引きしていたことも発覚。男性を施設へ紹介した同県蕨（わらび）市は事態を把握しておらず、埼玉県は実態調査に乗り出した。

この施設は、埼玉県内だけで8施設を運営する任意団体による戸田市内の宿泊所。男性や関係自治体によると、男性は派遣の職を失ったため2月16日、蕨市役所で生活保護の申請を勧められ、この施設を紹介された。同日夜から滞在し「職を探したいので外出したい」と申し出たが、「保護費から利用料をもらう。保護費が出るまで外出できない」と禁じられた。

施設は定員210人で多くが元ホームレスなどの中高年男性。小部屋を板で3人分に区切ったネットカフ

ェのようなスペースで、3食つきで月額約9万5000円。男性は生活保護申請と結核の診察で2回外出したが、いずれも施設の男性が同行した。

入所16日目の今月3日、生活保護費約20万円が支給されたが、このうち施設が2月の日割り分と3月分として計17万4320円を徴収し、外出を許されたという。

男性は「職を探したいのに外出できないのでは、自立などできない」と話す。

この施設の業者をめぐっては昨年11月、入所者の預金通帳やキャッシュカードを預かり、生活保護費から利用料を天引きしていたとして埼玉県が改善指導していた。

男性を施設へ紹介した蕨市の小川博福祉総務課長は「そういう話は初めて聞いた」。施設を指導する埼玉県は「好ましいものではない」（社会福祉課）として、調査を始めた。施設側は「取材は拒否している」と話した。

トラブル絶えぬ「貧困ビジネス」

景気悪化を受けて、無料低額宿泊所は近年急増している。本来は生活保護受給者や職を失った人を助ける目的で運営される施設だが、「生活保護費をピンハネする貧困ビジネス」との批判を受けるケースもある。

埼玉県川口市では2月、生活保護費を振り込みでなく窓口で受け取った入所者から施設が利用料を徴収する際、市が庁舎内の部屋を利用させる便宜を図っていたことが明らかになった。1月には千葉市の建設会社社長が、自ら立ち上げたNPO法人が運営する宿泊所に社員を入所させて保護費をだまし取ったとして、千葉地裁で懲役5年の判決を受けている。

宿泊所が入所者から徴収する利用料は、多くの場合、家賃よりも取りはぐれのない税金を原資とする生活

戸田市内の第2種社会福祉事業（無料低額宿泊所）に関する新聞記事

保護費だ。名称とは裏腹に無料でも低額でもなく、年末年始の「年越し派遣村」でさえ、村民らに「保護費をピンハネされるので悪質な宿泊所だけは行かないように」と呼びかけた。

本来、生活保護はアパートを借りて入居する「居宅保護」が原則だが、保証人や敷金・礼金が必要なためホームレスの人には難しい。生活保護問題に詳しい森川清弁護士（48）は「行政の中には安易に無料低額宿泊所を紹介するところもあるが、入所者の保護費の多くを利用料として奪い、自立を妨げている面がある」と指摘する。

宿泊所は、都道府県への届け出だけで誰でも開設でき、国や自治体が定めたガイドライン以外、法的な規定はない。各自治体は数年前から法整備を要請しているが、厚労省は「公金を一切受けない善意の福祉事業者に厳しい規制をかけることには議論の余地がある」（保護課）として慎重姿勢を崩していない。

—— * —— * —— * ——
好条件並べ勧誘 貧困ビジネス提訴
(2011年05月31日 朝日新聞)

◇「なぜ野放し」／仕事紹介ないまま
路上生活者から生活保護費を吸い上げる「貧困ビジネス」。全国各地で問題になるなか、県内でも被害者が訴訟に踏み切った。

「現金日払・3食寮完」「高齢者歓迎 経験不問」。原告の男性は昨年11月、スポーツ新聞の廃品回収業の求人広告に目を奪われた。失業中の中年男性には、願ってもない好条件が並ぶ。すぐさま電話した。

だが、面接に行った戸田市の事務所では「今は仕事がない」と言われ、「待機所みたいなところで考えて」と提案された。ほかに行く当てもなく、数日後、さいたま市桜区の民家に入居が決まった。

あれから半年間。仕事はない。毎朝、500円支給されるが仕事探しのバス代で消える。男性は「所持金が数十円のこともしばしば。息切れして、身動きできなくなるのを狙っているようだ」とこぼした。

保護費の支給日には、6、7人の監視役が区役所に付き添う。別の男性は「異様な光景で不審に思う人もいる。区が知らないわけがない。野放しにしているのが不思議でならない」と話している。

◇「強制徴収知っていた」さいたま市

さいたま市福祉総務課によると、今年1月時点でユニティーの管理施設は市内に38カ所あり、計305人が入居しているという。

同課は「(同社が)保護費を強制徴収していることは把握していた」としながら、こうした実態に対して「取り締まる法律や条例がない」と困惑気味だ。

同市では、生活保護費の支出は増加傾向にある。「生活保護事業費」は2005年度に約163億円(一般会計に占める割合は4.5%)だったが、11年度は約284億円(同6.45%)に膨れあがった。

生活保護受給者を世帯別に見ると、路上生活者を含む「単身世帯 その他」は昨年3月の1984世帯に対し、今年3月は2663世帯。1年間で3割以上増えている計算になる。同課は「不況による失業者の増加が主な要因」としているが、弁護団は県外から流入してきたケースがかなり占めているとみている。

◇弁護団「実態訴えて」相談電話開設

原告側の弁護団(団長・猪股正弁護士)と原告5人のうち4人は提訴後、さいたま市内で会見し、生活保護費を強制徴収されている実態を訴えた。

弁護団はこの問題に取り組むため、昨年11月に結成した。ユニティーは少なくとも2005年ごろから路上生活者の勧誘を始め、スポーツ新聞に実態のない求人広告を出す手口も併用してきたという。

集めた人たちを築30年～50年の老朽化した木造建物に住ませ、生活保護費を強制徴収。無賃で働かされ、指を失うけがをした男性もいるという。弁護団は「さらに窮状を訴える入所者が増えて欲しい」と相談電話(080・3248・1378)を受け付けている。